また、釜石市長を会長とする東北横断自動車道釜石秋田線、釜石・花巻間建設促進期成同盟会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件釜石花巻道路事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件釜石花巻道路事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件釜石花巻道路事業に係る起業地の範囲は、本件釜石花巻道路事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件釜石花巻道路事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県大船渡市役所、釜石市役所、同県上閉伊郡大槌町役場、同県下閉伊郡山田町役場及び遠野市役所

○東北地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十八日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
酒田市新橋五丁目一〇九番から同市新橋五丁目三番七まで	前	三〇・二〇～五八・八〇メートル	〇・〇一八キロメートル
	後	三〇・二〇～三四・〇〇メートル	〇・〇一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地

１　第２の１に係る事業

岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井、字上野及び字扇洞地内

岩手県釜石市唐丹町字上荒川、字荒川、字片岸、字小白浜、字桜峠及び字大曽根、甲子町第13地割、定内町四丁目及び二丁目、小佐野町三丁目及び二丁目、新町、住吉町、大字釜石第９地割及び第８地割、八雲町並びに両石町第４地割地内

岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第26地割字舘ヶ洞及び字生井沢、小鎚第23地割字雲南及び字寺野、小鎚第24地割字御神楽、小鎚第21地割字高清水、桜木町、小鎚第25地割字金崎、大槌第14地割字屋敷前、大槌第11地割字大ヶ口、大槌第16地割字大石前、大ケ口一丁目、大槌第13地割字八幡前、大槌第15地割字辺津沢、字辺地ヶ沢及び字迫田、大槌第23地割字沢山、吉里吉里第８地割字宮ヶ洞、吉里吉里第９地割字金敷棒、字和山及び字和山口、吉里吉里第11地割字白石、字鰺山、字蒼蒲ヶ沢口、字新山及び字藤巻、吉里吉里第12地割字田屋並びに吉里吉里第13地割字松磯地内

岩手県下閉伊郡山田町船越第２地割地内

２　第２の２に係る事業

岩手県釜石市甲子町第13地割、第10地割、第９地割、第８地割及び第７地割、定内町四丁目並びに野田町二丁目地内

岩手県遠野市遠野町29地割、３地割、２地割及び１地割並びに綾織町新里31地割、30地割、28地割及び25地割地内

○関東地方整備局告示第三百十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市都筑区川向町字南耕地六三五番三地先から同市都筑区川向町字南耕地六六二番一地先まで	前	三一・〇〇～一一一・〇〇メートル	三・三一四キロメートル
	後	三一・〇〇～一五〇・〇〇	〇・三一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第１項及び第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十八日

中国地方整備局長　尾藤　勇

別表の指定番号三の項、業務区域欄中「広島県福山市、府中市（土下町を除く）、尾道市、三原市（久井町及び大和町を除く）、並びに岡山県井原市及び笠岡市の各島嶼部を除く区域」を「広島県福山市、府中市（土下町を除く）、尾道市、三原市（久井町及び大和町を除く）、岡山県笠岡市及び井原市や福山市田島、横島、尾道市向島、岩子島、因島、生口島及び高根島以外の各島嶼部を除く区域」に、指定をした日欄中「平成二十一年八月十一日」を「平成二十六年七月十一日」に、指定の有効期間欄中「指定をした日から五年間」を「平成二十六年八月十一日から五年間」に改める。

○中国地方整備局告示第百三十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月二十八日

中国地方整備局長　尾藤　勇

一　登録番号

中国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

岡山県建築住宅センター株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	黒住　隆
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年六月二十日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	黒住　隆
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年七月十五日